

広島高速 5 号線
伝送交換設備その他工事

特記仕様書

令和 7 年度

広島高速道路公社

1 章 総則

1－1 総則

本特記仕様書は、本工事を進めるにあたって、設計図書等の内容について統一的な解釈及び運用を図り、適切な工事遂行の為、必要な事項を定めるものである。

1－2 工事概要

(1) 工事名称

広島高速 5 号線伝送交換設備その他工事

(2) 工事場所

広島市東区二葉の里二丁目外

(3) 工事内容

本工事は、広島高速 5 号線の伝送交換設備等を新設する工事である。

通信機器収容架（箱）	4 架
業務電話	9 台
指令電話	5 台
非常通報押し釦装置	3 台
明かり部非常電話	4 台
トンネル非常電話	1 2 台
非常電話・非常駐車帯表示灯（S 6）	4 台
非常電話表示灯（S 7）	7 台
その他付属装置、配線試験調整等	1 式

(4) 工期

請負契約締結の日から、令和 9 年 4 月 1 5 日までとする。（検査期間 1 3 日間を含む。）

1－3 しゅん功図書

広島高速道路公社電気通信設備工事共通仕様書による。

1－4 軽微な変更

本工事の施工に際し、現場での取り合い、納まりで機器の取付位置または工法等で軽微な変更を加える場合は、監督職員と協議の上施工するものとする。この場合、請負金額の増減は行わないものとする。

2章 一般事項

2-1 一般事項

本工事は、広島高速道路公社建設工事請負契約約款、本仕様書並びに設計図書によるほか、広島高速道路公社電気通信設備工事共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)に準拠し施工すること。

2-2 疑義について

設計図書、特記仕様書、契約書等に明記されていない事項、又は疑義の生じた事項については、監督職員と協議して決定するものとする。

2-3 下請け契約について

- (1) この契約に係る工事的確な施工を確保するため、下請契約をしようとする場合は、「建設産業における生産システム合理化指針」(平成3年2月5日建設省経構発第2号)の趣旨により、下請契約における受注者の適正な選定、合理的な下請契約の締結、請負代金額支払等の適正な履行、下請けにおける雇用管理等への指導を行い、本指針の遵守に努めること。
- (2) 中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、下請契約における発注者は、下請契約における受注者に対しては、発注者から受け取った前払金による現金払い、請負代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等請負代金の適正化について配慮すること。
- (3) この工事の施工に際して、資材を購入し、又はやむを得ず工事の一部(主体的部分を除く。)を第三者に請け負わせようとする場合は、極力、地元中小企業に発注するものとする。

2-4 発生材の処理

- (1) 廃棄物の処理については、事前に処理方法を記載した「建設廃棄物処理計画書」を提出すると共に下請業者の指導を徹底すること。また、現場内での焼却は行わないこと。
- (2) 廃棄物の処理を委託する場合は、事前に委託契約書の写しを監督職員に提出すること。
- (3) 本工事により発生する建設廃材等の産業廃棄物並びに屑・ガラ等の廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に適合するよう処理し、工事完成時には、最終処分場(中間処理がある場合は、中間処分場から最終処分場までのものを含む。)までのマニフェスト(排出事業者送付用)の写しを監督職員に提出すること。

2-5 過積載の防止について

- (1) 積載重量を超過して土砂等を積込まず、又は積込させないこと。
- (2) さし枠装着車、不表示車等に土砂を積込まず、又は、積込させないこと。
- (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行ない、又は、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- (5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (6) 以上のことに付、元請業者は下請建設業者を十分指導すること。

2-6 関連官公署及び関係会社への手続

本工事の施工に関して必要となる諸手続き等を行うこと。関係機関との協議に必要な応じて参加すること。また、協議に必要な資料作成を行うこと。

施工及び試験調整に必要な工事用電力及び水等は受注者の負担とする。また、申請及び契約等に係る諸経費についても受注者の負担とする。

2-7 工事用地等の使用

本工事を施工するにあたって、仮設物（事務所・宿舍）等に必要な用地は受注者が、第3者から用地を借り上げ等により確保するものとし、それに必要な全ての費用は受注者の負担とする。

2-8 工事中の安全の確保に関する事項

2-8-1 安全・訓練等の実施

- (1) 本工事の施工に際し、則した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により毎月1回半日以上時間を割当て、安全・訓練等を実施し、監督職員に報告するものとする。
- (2) 工事共通仕様書「施工計画書」に規定する「施工計画書」に、本工事内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (3) 埋設物等損傷事故防止について
受注者は、本工事箇所に埋設された光ケーブル、メタルケーブル、その他管類等の埋設物を十分事前調査し、必要な応じて試掘を行うこととする。
- (4) 交通規制について
交通規制は、関係機関と十分協議を行い実施するものとし、土木工事共通仕様書により保安施設等を設置するものとする。協議で必要となる資料等は、請負業者にて用意するものとする。

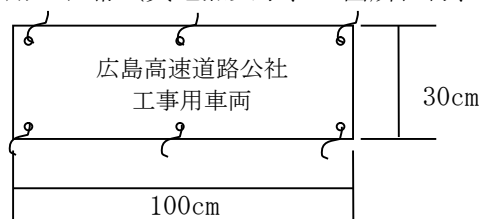
2-8-2 作業員の所属表示

作業員の服装は、その所属を容易に識別できるもの（腕章又は名札）を着用するものとする。

2-8-3 工事用車両の表示

受注者は、本工事に使用する車両について一般の車両と明確に区分するため、下記の様式の名板を車両に揚げるとともに、黄色回転灯を点灯できるようにしなければならない。

①工事用垂れ幕（黄地黒文字、6箇所紐付、車両後部取付）



②工事表示シート（A４サイズ、車両運転席前）

広島高速道路公社 工事用車両 車両ナンバー 会社名

2－8－4 工事用車両・作業員等の安全対策

- (1) 受注者は、工事用車両の運行に際し、一般交通及び沿道住民に迷惑を与えないよう十分に留意し、事故を未然に防ぐよう努めるとともに、運転者に対し日常の管理指導を十分に行わなければならない。
- (2) 受注者は、工事用車両の現場の出入りに際して、一般交通を極力阻害しないように努め行わなければならない。
- (3) 受注者は、工事現場内へ入場するときから退場するまでの間、必ず工事用車両全てに黄色回転灯を点灯させ、停車中にあっては車輪止めを施し、ハンドルを防護柵方向にきる等の安全対策を徹底するものとする。作業員にあっては、ヘルメット、安全チョッキの着用を義務づけ、自らの安全対策を徹底させるものとする。
また、夜間作業の際には、自発光式の安全機材を積極的に採用し、一般車両への注意喚起、現場内の安全性向上に努めるものとする。
- (4) 広島高速の共用区間内での作業においては、保安施設設置基準に基づき安全対策を講じなければならない。

2－8－5 安全の確保について

現場作業の従事者は、工事共通仕様書に定められた必要に応じた資格又は経験を有する者の指揮のもとに、安全で且つ無災害の現場環境の保持に努めること。

特に危険の多い電気作業および高所作業での各種作業においては、事前の点検、確認を十分行うと共に、作業従事者の健康管理に配慮し、現場作業の安全対策に万全を期することとする。

(1) 電気作業

電気作業は、感電の危険を常に伴うため、必要な資格と十分な経験を持った者が行わなければならない。

(2) 配線作業

配線作業は、配線が乱雑にならないようにすると共に、電線の使用に当たっては、耐電圧値、許容電流値を常に把握し、適正な電線を使用すること。

又、端子の接続は、確実にを行い、特にハンダ付けの場合は、接続部の確認を確実に行うこと。

(3) 使用電圧、使用電流の確認

現在使用している電圧、電流の種類と大きさを必ず確認し、使用する電気機器・計器の選択を誤らないよう注意すること。

(4) 停電作業

停電作業は、原則として、電源供給設備の遮断器を開いて確実に回路を電源から切り離し

て作業を行うこと。

なお、停電後、作業前に次の点を確認すること。

- ・ 遮断器の誤投入を防止するために、投入防止カバーを取り付ける等その他適当な処置を行うこと。
- ・ 検電器等で停電の確認を確実にすること。
- ・ 停電させた回路を短絡接地すること。

(5) 活線作業

活線作業を行う場合は、『労働安全衛生規則』第341～349条の下記項目に留意すること。

- ・ 露出充電部分を絶縁物で防護するか、他の安全なところへ仮移設してから作業に取りかかること
- ・ 接地しやすい物体（作業場所の近傍にある物）を絶縁防護すること。
- ・ 必要な場合は、作業者自身に絶縁防護具を着用させること。
- ・ 絶縁用保護、防具及び工具類は、性能耐圧試験、事前点検及び整備を行うこと。
- ・ 活線への近接機会をできるだけ少なくする方法を採用すること。

(6) 危険表示

危険と思われる全ての機器、電線類又は危険個所等には、容易に確認できる場所に必ず『危険標識板』その他の表示をしておくこと。

(7) 結線確認

配線作業が終了した場合は、遮断器を投入前に結線確認を行うこと。

又、他の作業者が行った配線は、引継を確実にし、不要な配線があってもむやみに取り除かないこと。

(8) 高所作業

高所作業を行う場合は、次の点に留意すること。

- ・ 無理な作業姿勢にならないように、作業スペースを充分とること。
- ・ 高所作業車及び移動足場を使用する場合は、安全帯を使用すること。又、これ以外の固定された足場であっても、両手を使う作業の場合には、必ず安全帯を着用すること。
- ・ 高所作業車は、常に点検整備を行い、操作（運転）に当たっては、必要な資格と操作手順を熟知した者を当てること。
- ・ 梯子類は、使用前に必ず強度を調べ、滑り止めの処置を行ってから作業を行うこと。
- ・ 高所からの材料、工具類の投げ落とし、又は高所への投げ上げは、行ってはならない。又、通行車両、通行人及び作業員に対して、物を落下させないように充分留意し、携帯する工具類等の落下防止策を施すこと。
- ・ 高所作業の下で、やむを得ず作業を行う場合は、十分な防護具を使用すること。

(9) 機器調整作業

機器の調整作業は、監督職員及び既設メーカ及び保守会社と必要に応じて十分打ち合わせを行い、設備内容を把握した上、作業を行うものとする。また、既設設備の停止を伴う場合は、監督職員と協議を行い、停止時間が極力短くなるよう作業を行うものとする。

(10) 交通法規の遵守

機器等の輸送、工事資材の運搬及び施工現場～事務所等の通勤等において、自動車を使用する場合は、交通関係法規を遵守し、事故を未然に防止するよう努めること。

(1 1) 駐車場の確保

日々の施工現場への立ち入りは、極力自家用車（社用車）の使用を避けること。

やむを得ず自家用車（社用車）を使用する場合は、現場近傍において駐車場の確保を行うこと。

(1 2) 交通流等への安全確保

通行車両又は通行人の近傍作業を行う場合は、交通流の安全及び落下物の防止等の安全対策を周知徹底すると共に、関係官公庁との協議又は申請に基づく施工条件を遵守して事故等の防止に万全を期すること。

又、工事区域内の清掃を充分心掛け、通行車両、通行人及び近隣住民へ危害を与えないように努めること。

2-9 工事施工中の注意事項

2-9-1 沿道地元住民対策

本工事の作業区域は、住宅街の近隣であることを充分配慮し、騒音を発生させる作業をできるだけ避けると共に、作業時間の短縮化に努め、作業時間帯にも充分留意すること。

なお、沿道住民又は通行者等から苦情が発生した場合は、適切な対応をすると共に、速やかに監督職員に報告しなければならない。

2-9-2 注意事項

工事を施行するにあたり、料金徴収業務及び一般の通行を妨げないこと。

また、料金収受システム及び関連装置に関わる作業を行う際は、料金収受システムの運用を妨げることなく、作業を行うものとし、既設装置のデータは必ずバックアップを取るものとする。

万一やむをえず機能停止による工事を伴う場合には、停止時間は極力短時間となるよう配慮し、あらかじめ十分な時間的余裕を持って機能停止計画書を監督職員に提出し承諾を得るものとする。

2-9-3 異常気象の体制について

受注者は、予め大雨等に関する異常気象情報が出された場合の防災計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。また、工事中に災害が発生する恐れがある場合には、監督職員と緊密な連絡を取るとともに、緊急措置が必要となった場合は、受注者の責において実施し、速やかに報告を行うこと。なお、後日、写真等で確認できるようにしておくこと。

2-10 試験及び検査

機器の製作にあたっては、その工程の完了時に、検査要領及び基準に従い必要な試験、及び検査を実施するものとする。また、据付完了後にシステムの試運転を行うものとする。

2-11 工事技術者等の資格に関する事項

従事する工事技術者等の資格については、入札条件及び工事内容により関係法令を遵守するものと

する。

2-12 他施設への損害

受注者は施工にあたり、他の施設に損害を与えぬよう十分注意するものとし、万一損害を与えた場合は監督職員の指示に従い受注者の責任において速やかに原形に復旧するものとする。

2-13 機能停止を伴う作業に関する事項

本工事において、供用中の道路設備、管理施設の機能に支障を伴う改良・増設作業は事前に、その管理者と協議を行い、作業計画書を監督職員に提出し承諾後作業を実施するものとする。但し、これらの仮設工事の代金は請負金額に含むものとする。

2-14 保守員の訓練

工事引渡し前に、必要に応じて、公社ETC設備保守会社の保守員へ訓練を実施するものとし、請負金額に含まれるものとする。

2-15 各種インターフェース仕様書の開示及び提出について

2-15-1 各種インターフェース仕様書の開示

各機器を結ぶインターフェース条件・規格は、設計図書に示されたものによるが、各機器間伝送設計に必要な、ビット割付、ビット送信順序（MSB→LSB等）、データ割付、データ送信順序、タイミングチャート等のインターフェース詳細規格並びに関連規格について、受注者は全て公社に開示するものとする。開示された規格、仕様等の権利については、公社及び受注者が共有するものとし、互いに相手方の了承無しに自由に使用できるものとする。

なお、上記インターフェース詳細規格等については機器承諾事項とし、内容について、監督職員の承諾を得なければならない。

2-15-2 各種インターフェース仕様書の提出

「2-15-1 各種インターフェース仕様書の開示」で開示されたインターフェース仕様書は公社に電子媒体（ワード 2016 以上、エクセル 2016 以上）及びA4版冊子にて機器承諾時に提出するものとする。

2-16 保守に必要な資料の提出

必要に応じて以下の資料を提出すること。

2-16-1 配線系統図

機器又は設備間を接続する電源及び通信の図。図面には、ケーブル名とコネクタ名を記載すること。

2-16-2 保守要領書

機器又は設備の保守作業を実施するに際して必要となる保守要領書。ただし、下記項目を含むものとする。

- ・定期点検周期、点検箇所、点検手順
- ・部品や基板等の交換手順

- ・分解組立手順
- ・調整要領等

2-16-3 保守員用操作説明書

機器又は設備の保守員用操作説明書。ただし、下記項目を含むものとする。

- ・保守画面の操作方法
- ・保守情報、ログの表示手順、見方
- ・システム設定変更手順

2-16-4 部品表

機器又は設備の各装置ごとの部品表。ただし、下記項目を含むものとする。

- ・品名
- ・定期交換周期
- ・特注品・汎用品判別
- ・コスト

2-17 交通誘導員について

本工事は交通誘導員を配置することを想定していないが、交通規制の必要な作業が発生した場合は下記のとおり配置することとする。

本工事で「高速自動車国道又は自動車専用道路」及び「道路又は交通の状況により、都道府県公安委員会が道路における危険を防止するため必要を認めるもの」に配置する交通誘導員については、「警備員等の検定等に関する規則」及び広島県公安委員会告示により、警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4項に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を一名以上配置すること。

また、これらを除く路線に配置する交通誘導員については、警備業者の警備員で、交通の誘導に従事するものを配置すること。

2-18 特記仕様書の変更及び追加について

発注者は、工事施工上、その他必要があると認めた場合は、本特記仕様書を変更又は追加することができる。

2-19 機器仕様の変更について

本工事は、機器仕様書に示す機器構成及び各機器の機能構成を基本とするが、受注者が保有する製品の都合上、機器の機能が他の装置に有する場合（本書に記載がない装置を含む）は、監督職員の承諾を得たうえで使用できるものとする。ただし、その場合の配線・配管工事等に要する費用について、請負金額の増減は行わないものとする。

設計図の機器姿図の機器について、本線、料金所ブース、電気室等に設置する際に建築限界や運用に際して問題ないこと。また、機器仕様書を満足する場合において、監督職員の承諾を得たうえで機器形状の変更を許可するものとする。ただし、機器形状変更に伴う費用について、請負金額の増減は行わないものとする。

2-20 契約後VEについて

本工事は、契約後VE対象工事である。詳細は、「電気通信設備工事共通仕様書 第1編 1-3-18 契約後VE工事」による。

2-21 情報共有システムについて

(1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては、「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。

(2) 本工事で使用する情報共有システムは次とする。

広島県工事中情報共有システム

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html>

(3) 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は受注者が行い、利用料金を支払うものとする。

(4) 受注者は、広島県の「工事完成図書の電子納品等要領」に準じて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R）で正・副2部納品しなければならない。

なお、電子成果品の内容については、監督職員と協議し決定するものとする。

2-22 設備台帳のデータ入力について

本工事で更新する機器について、公社が提示する設備台帳（エクセルシート）にデータを入力し提出すること。

なお、詳細については別途指示するものとする。

2-23 品質証明について

本工事は、品質証明の対象工事である。

2-24 中間技術検査について

本工事は、中間技術検査の対象工事とする。

検査日は、別途監督員より通知する。

検査対象は、完成検査、既済部分検査時に工事場所で確認が難しいものについて実施する。

2-25 熱中症対策に資する現場管理費の補正について

本工事は、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を行う工事である。

(1) 工期（工事の始期日から工事の終期日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、検査期間13日、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（国民の祝日である山の日次の日から土曜日、日曜日、振替休日を除く3日間とする。）、工事全体を一時中止している期間は含まない。）期間中の真夏日の状況に応じて、変更契約時に現場管理費の補正を行うものとする。

(2) 真夏日とは、日最高気温が30度以上の日をいう。また、日最高暑さ指数（WBGT）が25

度以上の日をいう。ただし、夜間工事のみの場合は、作業時間帯の最高気温または最高暑さ指数（WBGT）を対象とする。

（３）気温の計測箇所及び結果は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

（４）受注者は、工事期間中における気温の計測箇所、用いる計測値及び計測期間（計測開始日、計測終了予定日）を明記した施工計画書を工事着手前に提出し、計測結果を工事完成時までに監督職員に提出すること。

（５）受注者は、計測終了日について、工事完成時までに監督職員と協議するものとする。

（６）積算方法は次のとおりとする。

- ・ 補正方法

- ① 受注者より提出された計測結果の資料を基に、補正値を算出し現場管理費率に加算する。
なお、現場管理費率の補正は「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」、「緊急工事の場合」及び本補正値を合計し、２％を上限とする。

- ② 真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期

- ③ 補正値（％）＝真夏日率×１.２

- ・ 補正値の計算結果は、パーセント表示で小数点３位を四捨五入して２位止めとする。

（７）受注者より、熱中症対策に資する現場管理費の補正が不要である旨の協議があった場合は、補正を行う工事から対象外とすることができる。

（８）検査職員から修補の指示があった場合、修補期間は対象外とする。

２－２６ 施工箇所が点在する工事の積算について

建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、通常の積算では、積算額と実際に係る費用に乖離が生じると考えられる場合に適用する。

詳細は広島県の「土木工事標準積算基準書（共通編）」による。

２－２７ 遠隔地からの労働者確保について

（１）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更を行う。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上げ費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

（２）本工事における実績変更対象費の割合は次のとおりである。

ア 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象費（労働者送迎費、宿泊費、借上げ費）の割合：
１４.９３％

イ 現場管理費に占める実績変更対象費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）：１.１８％

- (3) 受注者は、実績変更対象費の割合を参考にし、工事着手までに実施計画書（様式 1）を作成し、監督職員に提出する。なお、実施計画書には根拠となる資料を添付すること。
- (4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更が必要な場合は実績報告書（様式 2）及び実績変更対象費について実際に支払った全ての証明書類（領収書の写し、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については設計変更の対象としない。
- (6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、土木工事標準積算基準書に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた額を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。
- (7) 受注者から提出された資料に疑義の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

2-28 遠隔地からの建設資材調達について

建設資材及び仮設材については、調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票の写し等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

「調達地域等」とは、建設資材にあつては、広島県土木工事設計資材単価表で示す地区、又は地区の指定がない場合は広島県内をいい、仮設材にあつては、土木工事標準積算基準書（広島高速道路公社）第Ⅹ編 参考資料 第 2 章 工事費の積算 1) 間接工事費 1)-1 共通仮設費 1 運搬費 (4) リース器材の運搬 で示す仮設材が所在すると推定される場所又は大手リース業者基地等をいう。

2-29 週休 2 日適用工事等について

本工事は月単位の週休 2 日適用工事（発注者指定方式）であり、「広島高速道路公社週休 2 日適用工事等実施要領」に基づき実施するものとする。

2-30 主任技術者等の兼務制限の緩和について

広島高速道路公社建設工事請負契約約款第 10 条第 3 項に規定する現場代理人に関し、別添「主任技術者等の兼務制限の緩和について」に定める要件に該当する場合は、他の工事との兼務を認めることとする。

なお、本件工事の落札者において当該緩和措置を受けようとする場合は、様式第 1 号を提出し、承認を得るものとする。

※様式等については、「広島高速道路公社ホームページ」に掲載している。

3章 工事細部に関する事項

3-1 一般事項

- ・ 機器、支柱及び基礎の形状や寸法は参考である。受注者が保有する製品にて構造計算を行い、監督職員の承諾を得たうえで決定する。
- ・ 配管、基礎及び支柱など既設を使用するものについて、現地調査を行い、設計図書と相違のないことを十分確認すること。
- ・ 施工に先立ち、施工計画書、施工図等を作成の上、監督職員と十分打ち合わせ、承諾を得た後に施工しなければならない。
- ・ 道路利用者及び他工事関係者への安全対策を十分に行うものとする。
- ・ 作業は危険を伴うので、作業の安全を確保するため保安施設の強化、装具の充実を施すと共に、作業員に対し十分な安全教育を行うものとする。
- ・ 工事を行う場合、関係工事との施工区分、施工時期等を十分調整するものとする。

3-2 機器設置・据付工事及び搬入

各機器の設置については設計図を参考とするが、詳細な位置等については監督職員との協議によるものとする。

- (1) 機器搬入
 - ・ 機器搬入の際は、建屋及び他の装置を破損しないよう十分な対策を施すものとする。
- (2) 機器据付
 - ・ 機器据付について、位置を設計図に示すが、施工に際しては事前に配置施工図等を提出し監督職員の承諾を得るものとする。
 - ・ 機器固定については、「耐震性」を十分考慮し、施工するものとする。
- (3) 空中線等の取付
 - ・ 空中線等の取付は指向方向を十分確認のうえ取付けるものとする。
 - ・ 空中線については通信領域電界が最良となるよう角度等を調整するものとする。

3-3 配線工事

- (1) 一般事項
 - ① 配電盤等への接続に当たっては、事前に監督職員と打合せを行って施工するものとする。
 - ② 接地線（ⅠⅤ線 緑色）は、必要以上に長くないように配線するものとする。
 - ③ 配線を行うにあたって、あらかじめ管路の条数等を調査、配線計画を立案し監督職員と打合せの上施工するものとする。なお、管路使用にあたっては、占有率を考慮の上効率よく集約配線するものとする。
 - ④ 施工にあたっては、特に防湿について対策を十分行わなければならない。
 - ⑤ 端子接続は、圧着端子または半田接続とする。
 - ⑥ 屋外より引き込んだ通信ケーブルの盤への接続は、端子接続とする。
 - ⑦ ケーブル相互の接続及び分岐方法は、合成樹脂モールド工法などの防水性能を有する

工法とする。但し、施工は、マンホール内またはハンドホール内で行うものとする。

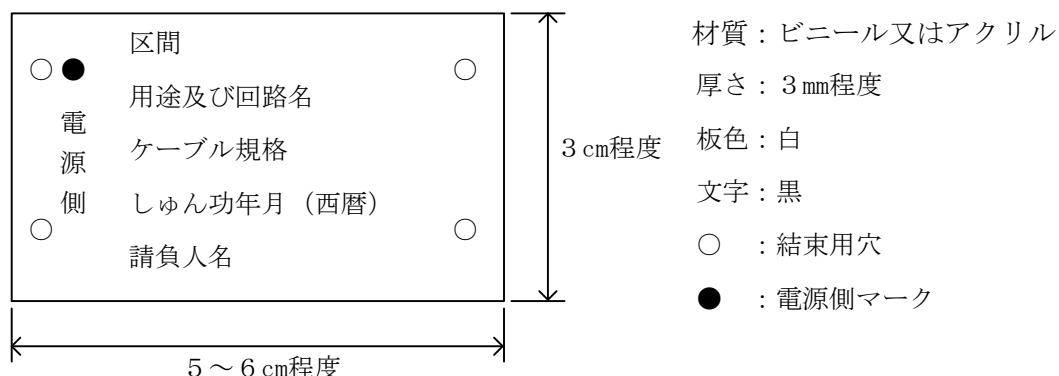
- ⑧ ネットワーク機器に光ファイバコードを接続する場合は、コネクタを使用する。また、屋外に設けるコネクタは、取付後、接続箱等に収納して、その箱に防水、防塵処置を施す。
- ⑨ 給電線、LANケーブル等への接栓の取付けは、正確な工法でゆがみを生じないようにするとともに、接続、端末処理は、風、振動などによりゆるみが生じないように十分締付ける。また、自己融着テープ等により防水を十分配慮し施工するものとする。
- ⑩ 支柱等に配線を添架する場合の支持間隔は1 mとし、歪及び必要以上のたわみのない様に配慮するものとする。また、支持柱への固定は、ステンレスバンドで行うものとし、固定部分にはケーブル保護片を取付けるものとする。なお、給電線等の固定許容曲げ半径は、外径の10倍以上とする。
- ⑪ 支柱引込口等はシール材等により十分な防水処理を行うものとする。
- ⑫ 配線にあつては、振動等によりケーブルに損傷を与えない様、構造物等との接触点にはスパイラルスリーブ等を取付ける等のケーブル保護を行うものとする。また、風等によりケーブル自体が振動しない様施工しなければならない。

(2) 配線方法等

- ① ケーブルピット内、ケーブルラック上及びマンホール（ハンドホール）等内の配線は、整然と並べて施工し、マンホール（ハンドホール）等内並びに機器の立ち上がり部では余長を設けるものとし、ケーブルの曲げ半径は、ケーブル外径の6倍以上とする。なお、通信用ケーブルと電力用ケーブルが並行で布設される箇所においては、電力用ケーブルからの影響を十分考慮のうえ、影響防止処理及び布設位置の配慮を行うものとする。
- ② 端子への接続は、コネクタ又は圧着端子、半田付けによるものとし、半田接続を行う場合は、巻き付けの上を半田付けし余分のフラックス、半田クズの除去を行うものとする。
- ③ ケーブルは、ピット及びハンドホール内等内部では、支持金物等により整然と布設支持するものとする。なお、ピット内またはケーブルラック内において、他設備のケーブルと同一空間に配線する場合は、ケーブルを可能な限り整理整頓し養生した上に、配線することとする。

(3) ケーブル銘板

本工事において布設するケーブルには、銘板を取付けるものとし、内容及び取付場所等は下記によるものとする。



内容：材質はビニールまたはアクリル製とし、ゴシック体文字で区間、用途及び回路名、ケーブル規格、しゅん功年月、受注者名等を彫刻後に墨入れする。なお、詳細については下記のとおりとする。

取付場所：取付場所は原則として、次のとおりとする。尚、文字が容易に見えるよう取付けるものとする。なお、取付場所が分電盤等の狭い場所での立上り部については、前項のケーブル銘板が取付不可能な場合は、ケーブルを結束し、わかる様にしておくこと。

- ・電気室盤立上り部、通信機械室VDF立上り部
- ・ 〃 ピット内出入箇所
- ・アイランド内ピットの機器立ち上がり部付近
- ・ハンドホール、マンホール内部
- ・ケーブルラック、ケーブルダクト出入口
- ・その他必要な場所

取付け方法：インシュロックタイ等により取り付けるものとする。

4 章 機器仕様

4 － 1 機器仕様

- ・ 機器仕様書を適用。

主任技術者等の兼務制限の緩和について

- (1) 主任技術者又は現場代理人の兼務の件数については次表のとおりとし、他に配置されている工事とこれから配置しようとする工事が以下の条件を満たす場合に限り、兼務を認める。
- (2) 4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上の主任技術者等（主任技術者及び現場代理人）は、県・市発注の災害復旧工事を含む場合、密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事であれば3件まで兼務を認める。
- (3) 兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。

主任技術者		現場代理人	
請負対象 設計金額 (税込)	兼務制限	請負対象 設計金額 (税込)	兼務制限
8,000万円	兼務不可 《緩和》 3件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内 ※監理技術者の場合は兼務不可	8,000万円	兼務不可 《緩和》 3件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内
	兼務不可 《緩和》 3件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内 ※監理技術者の場合は兼務不可		兼務不可 《緩和》 3件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内
4,000万円	兼務不可 《緩和》 5件以内 ○同一市町内(※2)の工事(※3)に限る	4,000万円	兼務不可 《緩和》 5件以内 ○同一市町内(※2)の工事(※3)に限る
500万円 (1,500万円)	兼務制限なし		

※1 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。

※2 安芸郡4町については同一市町内として取り扱う。

※3 工事には、公共工事以外の工事も含む。

※4 低入札工事において専任での配置が必要となった低入札技術者については、兼務制限の緩和の対象外とする。